

## 高知大学地域協働学部人事委員会規則

平成 27 年 4 月 8 日  
規則 第 2 号

最終改正 令和 7 年 2 月 21 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学地域協働学部教授会規則第 9 条第 1 項の規定に基づき高知大学地域協働学部人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第 2 項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、この規則に定める地域協働学部教員配置の要請について円滑かつ合理的な運営を期することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、教員の採用及び昇任の教員配置の要請案について審議し、その決定を教授会の議に付する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の委員によって構成される。

- (1) 学部長
  - (2) 本学部に基幹教員として配置された教授から選出された委員 4 人
  - (3) 本学部に基幹教員として配置された准教授、講師、助教から選出された委員 4 人
- 2 前項第 3 号に掲げる委員は、准教授 2 人、講師 1 人、助教 1 人とし、講師又は助教の基幹教員が欠員の場合は、直近上位の職階に読み替えて選出するものとする。

(委員の選出)

第 5 条 委員の選出は、次の方法による。

- (1) 前条第 1 項第 2 号の委員は、学部長指名により、教授会において選出する。
- (2) 前条第 1 項第 3 号の委員は、本学部に基幹教員として配置された准教授、講師及び助教の教員が職階ごとに投票により選考し、教授会において選出する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(申出、発議)

第7条 第3条に定める審議事項のうち、教員の採用については学部長の申出により、昇任については委員会の発議によるものとする。

(議事)

第8条 委員会は、第3条に定める事項が生じた場合に、学部長がこれを招集する。

- 2 学部長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

附 則

この規則は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月21日規則第65号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から高知大学地域協働学部人事委員会の委員に選出されている者は、この規則による改正後の高知大学地域協働学部人事委員会規則により選出されたものとみなす。